

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、三郷町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限に留め、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、町は要請に当たって強制にわたることがないように留意し、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の強化・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

その他、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、憲法第3章における国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き外国人にも適用されるものと解されており、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において

適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に配慮する。

(9) 地域防災計画等の既存計画により構築された仕組みの活用

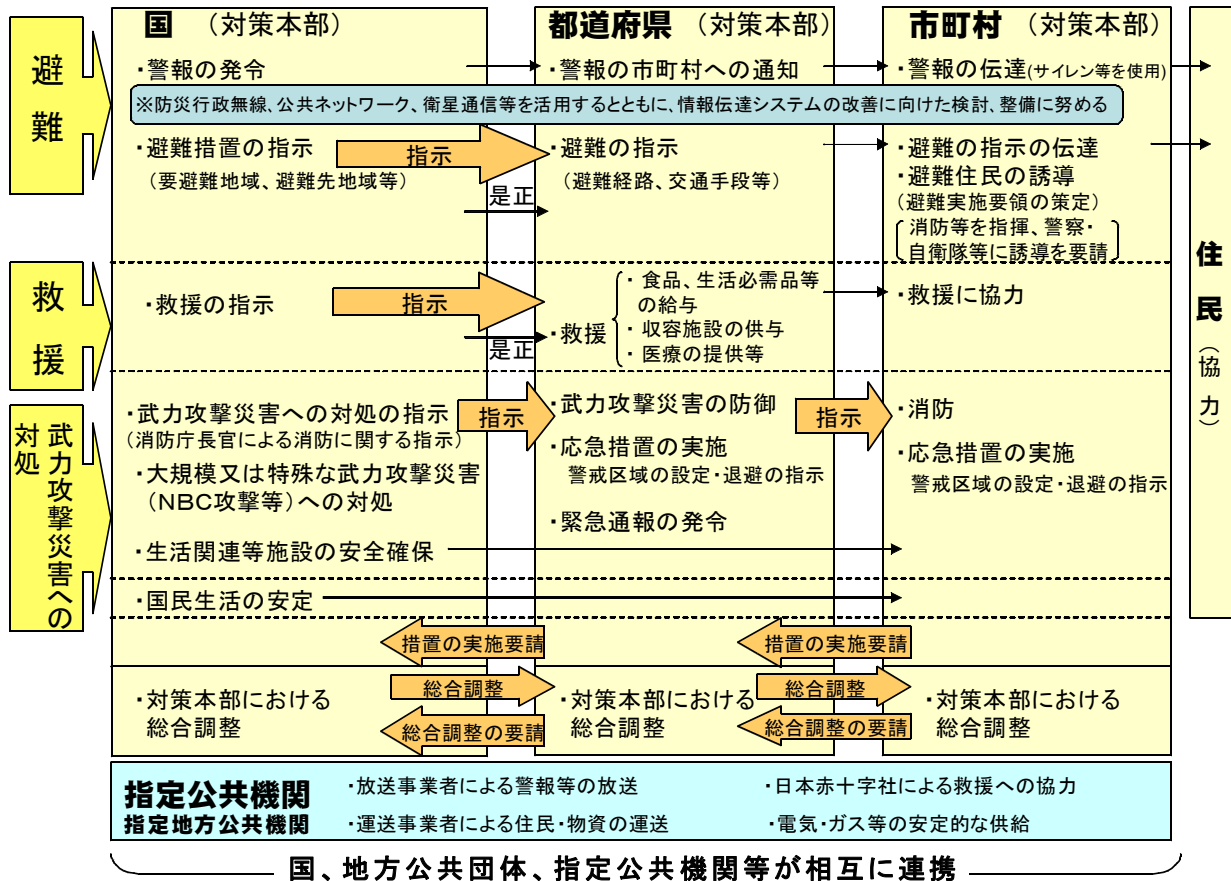
町は、武力攻撃災害への対応と自然災害への対応には共通する点も多くあることから、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、地域防災計画等既存の計画により構築された仕組みを最大限に活用する。

このため、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、物資及び資材の備蓄・整備、訓練の実施に当たっては、災害対策基本法に基づく災害対策との有機的な連携に配慮する。

第3章 町の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



○町の事務又は事務の大綱

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の

武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施

9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○関係機関の連絡先 (資料編参照)

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

町は、奈良県の北西部に位置し、東は斑鳩町、西は大阪府八尾市及び柏原市、南は大和川を境に王寺町、北は平群町と接している。

地形の特徴としては、大別して①山地②丘陵地③台地④低地に分類される。

①山地

町の西部は、奈良県と大阪府の府県境となる山地であり、生駒山地の南部に位置する。地質は、領家複合岩類の花崗岩類、塩基性岩類、及び片麻岩類から構成されている。山地は全般的に緩傾斜であるが地表部は風化が著しく、急傾斜部では表層崩壊が発生しやすい。標高は480～150メートルである。

②丘陵地

生駒山地の山麓部には丘陵地が発達しており、宅地造成が進んでいる。地質は、領家複合岩類を砂、粘土の互層より構成される大阪層群砂礫層が薄く覆っている。大阪層群砂礫層の層厚は10メートル前後であるが、宅地造成によりほぼ平坦化されている。標高は150～70メートルである。

③台地

丘陵地に続いて台地が広がっており、丘陵地のほぼ全域が住宅地となっている。地質は、領家複合岩類を覆う大阪層群砂礫層の上に更に沖積層が覆っている。立野北地域では、台地と丘陵地の境が東北東から西南西に延びる急崖となっている。標高は、80～40メートルである。

④低地

主に信貴川が大和川に合流するあたりに形成されており、大和川の沖積平野である。地質は、砂質土主体の沖積層が3メートル程度堆積し、以深は、層厚3メートル前後の砂及び砂礫より構成される段丘層と大阪層群から構成されている。一般に、この低地部は王寺低地と称されている。この王寺低地は、北方の生駒山地～矢田丘陵、南方の明神山地～馬見丘陵などに囲まれた袋状の小盆地である。

(2) 気候

気候は、盆地型の内陸性気候であり、夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しい。年平均気温は約15℃で、月別最高気温の年平均は約20℃、最低気温の年平均は約10℃となっている。年間総雨量は約1,000ミリで月別では9月が192ミリで最も多く、1月が30ミリで最も少ない。

(3) 人口分布

地区別人口及び世帯		(平成21年4月1日現在)
所 在	世 帯	人 口
立野北	1, 706	4, 221
立野南	1, 739	3, 817
大字勢野、勢野西	523	1, 333
勢野東	907	2, 243
勢野北	469	1, 270
信貴ヶ丘	540	1, 251
東信貴ヶ丘	544	1, 458
三室	591	1, 492
夕陽ヶ丘	275	708
美松ヶ丘	850	2, 099
大字南畑 信貴南畑 信貴山東・西	239	415
城山台	1, 047	2, 722
外国人登録	85	152
合 計	9, 515	23, 181

(単位：人)

年齢別人口の推移		(平成21年4月1日現在)	
区 分	男	女	合 計
0～10	1, 191	1, 094	2, 285
11～20	1, 032	1, 018	2, 050
21～30	1, 247	1, 374	2, 621
31～40	1, 701	1, 758	3, 459
41～50	1, 334	1, 374	2, 708
51～60	1, 443	1, 705	3, 148
61～70	1, 682	1, 749	3, 431
71～80	977	1, 271	2, 248
81～90	378	656	1, 034
91～100以上	50	147	197
合 計	11, 035	12, 146	23, 181

※人口密度 2, 634人/平方キロ

(単位：人)

(4) 道路の位置等

幹線道路としては、町の東方に王寺町～三郷町～斑鳩町へ南北に延びる国道25号、王寺町～三郷町～平群町へ南北に延びる県道椿井王寺線、町の東西を貫通して斑鳩町～三郷町～大阪府柏原市へ延びる県道信貴山線、町の南東を貫通して王寺町～三郷町～斑鳩町へ延びる県道王寺三郷斑鳩線がある。この他の幹線道路としては、西方に大阪府柏原市～三郷町～平群町へ南北に延びる西和広域農道、三郷町～平群町へ南北に延びる有料道路の信貴生駒スカイラインがある。また、前記の幹線道路を町内で結ぶ都市計画道路川添線、信貴山麓線、勢野中環状線、矢倉谷線及び竜田線等がある。

(5) 鉄道、バス路線の位置等

鉄道は、JR西日本大和路線が大和川沿いを東西に延びており、近畿日本鉄道生駒線が西方を南北に縦貫している。また、JR西日本大和路線には立野地区に「三郷駅」があり、近畿日本鉄道生駒線には勢野地区に「信貴山下駅」と「勢野北口駅」がある。

バス路線は、「近鉄信貴山下駅」と「JR三郷駅」、「近鉄信貴山下駅」と「三室園東口」、「JR三郷駅」と「三室園東口」、「JR三郷駅」と「奈良産業大学」及び町内巡回バス等の路線がある。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。